社会福祉法人　南丹市社会福祉協議会　ボランティアバンク登録要綱

（目的）

第１条　この要綱は、南丹市におけるボランティア活動の振興を図るため、社会福祉法人南丹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）にボランティアとして登録するにあたり必要な事項を定めるものである。

２　本会は、前項の登録によりボランティア活動を行う個人又は団体を把握し、南丹市におけるボランティア活動にかかる連絡・調整その他のコーディネート業務を迅速かつ適切に行い、登録者が安心して活動できるための環境や体制の整備、便宜の供与に努めなければならない。

（定義）

第２条　この要綱において、ボランティア活動とは、個人又は団体が自主的に無償又は実費で社会福祉の増進に寄与する活動を行うことをいう。

（名称）

第３条　本会におけるボランティア登録制度の名称は「社会福祉法人　南丹市社会福祉協議会　ボランティアバンク」（以下「ボランティアバンク」という。）とする。

（登録対象）

第４条　ボランティアバンクの登録対象は、次の各号のいずれかとする。

（１）年間を通して反復・継続的にボランティア活動を行い、又は行う予定の個人又は団体

（２）その他本会会長が認める個人又は団体

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録対象としない。

（１）解散した団体

（２）活動の意思がなく、活動の実態がない個人又は団体

（３）活動中に政治、宗教、又は営利を目的とする活動を行う個人又は団体

（４）暴力団等反社会的勢力と関わりのある個人又は団体

（５）法令に違反し、又は公共の福祉、公序良俗に反する活動を行う個人又は団体

（６）その他、前各号に準ずる行為が認められる等、登録にふさわしくないと本会会長が判断した個人又は団体

（登録の手続き）

第５条　ボランティアバンクに登録を希望する個人又は団体は、次の各号の書類を提出しなければならない。

（１）ボランティアバンク登録カード［様式１］

（２）ボランティアバンク団体登録カード［様式２］

（３）ボランティアバンク団体名簿カード［様式３］

２　前項の（１）は、新規にボランティアバンクに登録する者のみ提出する。

（登録者の責務）

第６条　ボランティアバンクに登録した個人又は団体（以下「登録者」という。）は、次の各号の責務を負う。

（１）登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会に届け出ること。

（２）登録内容及び活動等に関しての調査や報告を求められた場合は、説明及び資料提示等により協力すること。

（３）ボランティア活動の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。

（登録による便宜）
第７条　登録者は、次の便宜を受けることができる。
（１）活動の斡旋・紹介
（２）ボランティア活動に関する情報提供
（３）ボランティア連絡協議会への加入
（４）本会が管理する研修室・会議室等の無料使用
（５）南丹市生涯学習施設等の使用料減免（ただし、適用条件や回数上限あり）
（６）社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下「府社協」）が運営するボランティア保険加入にかかる保険料の助成
（７）本会が実施する登録者向けの助成
（８）南丹市共同募金委員会が実施する登録者向けの助成

（登録期間）
第８条　ボランティアバンクの登録期間は、登録日から登録日の属する年度の３月末までとする。

（登録更新）
第９条　ボランティアバンク登録の継続を希望する個人又は団体は、次の各号の書類を提出しなければならない。
（１）ボランティアバンク登録カード［様式１］
（２）ボランティアバンク団体登録カード［様式２］
（３）ボランティアバンク団体名簿カード［様式３］

（登録の抹消）
第１０条　登録者に第４条第２項各号いずれかに該当する行為が認められた場合、又はその恐れがあると認められた場合は、登録者の承諾の有無にかかわらず本会会長においてその登録を抹消する。
２　登録者が登録抹消を申し出た場合、又は正当な理由なく登録継続書類の提出を行わなかった場合は、本会会長においてその登録を抹消する。

（個人情報）
第１１条　本会は、ボランティアバンク登録によって取得した個人情報（以下「個人情報」という。）を第１条に定める目的以外に使用しない。
２　本会は、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を外部に提供しない。
３　前各項ほか、本会は、本会「個人情報保護に関する方針（プライバシー・ポリシー）」に基づいて個人情報の保護に努める。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

【様式１】（要綱　第５条・第８条　関係）

社会福祉法人　南丹市社会福祉協議会

ボランティアバンク登録カード

令和　　年　　月　　日提出

受付事務：本所･事務所（園部･八木･日吉･美山）

フリガナ		性　別	
氏　名		生年月日	年　月　日 生まれ
		年　齢	歳（提出日現在）
住　所			
固定電話		携帯電話	
メールアドレス			
職　業	学生（小・中・高・その他）・勤労者・自営業・無職・その他（　　）		
希望する活動内容			

加入しているボランティア団体等	
①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩

※自治会や地域振興会などでボランティア保険に加入されていますか？

【　加入無　・　加入有（加入団体名称『　　』）　】

趣味・特技・資格　など

※活動紹介記（社協使用欄）	

【様式２】（要綱　第５条・第８条　関係）　社会福祉法人　南丹市社会福祉協議会

ボランティアバンク団体登録カード

令和　　年　　月　　日提出

受付事務：本所･事務所（園部･八木･日吉･美山）

フリガナ		設立又は発足年月日	年　月　日
団　体　名		構成人数	人　（別添名簿人数）
代表者名		副代表者名	
代表固定電話		代表携帯電話	
メールアドレス			
活動内容			
活動形態	（活動場所、活動日時、活動頻度など）		
備　　考			

※団体の総会資料や活動報告書などの資料があれば添付してください。

【様式２】（要綱　第５条・第８条　関係）

社会福祉法人　南丹市社会福祉協議会

ボランティアバンク団体登録カード

令和　　年　　月　　日提出

受付事務：本所･事務所（園部･八木･日吉･美山）

団　体　名					構成人数；　　人	
No	名　　前	住　　所	固定電話	携帯電話	生年月日	備　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

【様式２】（要綱　第５条・第８条　関係）

社会福祉法人　南丹市社会福祉協議会

ボランティアバンク団体登録カード

令和　　年　　月　　日提出

受付事務：本所･事務所（園部･八木･日吉･美山）

団　体　名					構成人数；　　人	
No	名　　前	住　　所	固定電話	携帯電話	生年月日	備　考
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						